登録業者に対する指名停止について

対象業者名	株式会社ニチイ学館 代表取締役　森　信介 東京都千代田区神田駿河台４－６
指名停止理由	独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第２条第１項に基づく別表第８項第１号に該当するため。
経　　緯	遅くとも平成２７年３月９日以降、本市をはじめとする愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、令和４年１０月１７日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
指名停止の適用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第２条第１項に基づく別表第８項第１号 指名停止措置要領別表 （独占禁止法違反行為） ８　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、同法違反容疑で公正取引委員会から告発されたとき、又は登録業者である個人若しくは登録業者の役員若しくはその使用人が同法違反容疑で逮捕されたとき。 ⑴　本市契約に関するもの　　当該事実を知った日から　12 か月 ※対象業者には課徴金減免制度が適用されていることから、指名停止期間を本来期間の２分の１である６カ月とする。 豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領別表運用基準 （別表第８項関係） 第４条　別表第８項の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。
指名停止期間	６か月（令和４年１０月２７日～令和５年４月２６日）
備　　　考	対象業者の登録業種 役務の提供等：その他の業務委託等、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｻｰﾋﾞｽ、ﾘｰｽ・ﾚﾝﾀﾙ、建物等各種施設管理 物品の製造・販売：紙・紙製品、荒物・雑貨、医療・理化学・計測機器、食料品、学校教材等